

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院の第 2 期中期計画の変更について

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「法人」という。）の第 2 期中期計画について、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づき、法人から知事に対し変更の認可の申請があったため、これを認可することについて、法第 26 条第 3 項の規定に基づき評価委員会に意見を求めるもの。

1 前提となる事実

(1) 医事業務委託

現在、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間の複数年で業務委託契約を締結しているが、平成 30 年 3 月 31 日に契約期間完了を迎えるため、新たに 3 年間の複数年で業務委託契約を実施締結することとなった。

【参考】

- | | | |
|----------------|--------------|---------------|
| ① 外来受付窓口業務 | ② 外来会計業務 | ③ 入院会計業務 |
| ④ 診療録管理業務（外来分） | ⑤ D P C 担当業務 | ⑥ 外来診療科受付窓口業務 |
| ⑦ 総合案内窓口業務 | ⑧ 電話予約センター業務 | ⑨ 診療報酬請求業務 |
| ⑩ 時間外救急受付会計等業務 | ⑪ 文書受付業務 | ⑫ 医薬品等電算入力業務 |
| ⑬ その他業務 | | |

(2) 立体駐車場建設・保守事業

新中央診療棟の建設（平成 32 年度予定）に先行して、建設予定地である外来第 1 駐車場の代替として立体駐車場を 2 棟建設する。

整備にあたり、立体駐車場の建設（設計・施工）及びリース期間中の当該施設の保守について一体の契約（平成 30 年度～平成 46 年度）とする予定。

なお、駐車場の料金徴収等の管理運営業務（平成 32 年度～平成 46 年度予定）については、別途契約予定。

2 中期計画変更の内容

- 「中期目標期間を超える債務負担（1 億円以上のものに限る）」について
 - ・医事業務委託及び立体駐車場建設・保守事業について、複数年契約を実施することとなったため、中期目標期間（H27～H31）を超える債務負担について、当該事業を反映させるもの。
- 「予算、収支計画及び資金計画」について
 - ・立体駐車場の建設・保守事業は、当初の中期計画には盛り込まれていなかったものであるため、当該事業を反映させるもの。

※詳細は、別紙新旧対照表 資料 2 - 2 参照